改正 平成25年3月30日規則第41号

沖縄県公共事業評価監視委員会規則をここに公布する。

沖縄県公共事業評価監視委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県附属機関設置条例(昭和47年沖縄県条例第50号)第2条の規定に基づき、 沖縄県公共事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定 めるものとする。

(組織)

- 第2条 委員会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命し、又は委嘱する。
  - (1) 学識経験のある者
  - (2) 地域の実情に精通している公平な立場にある有識者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、非常勤とする。

(委員長)

- 第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを選任する。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。 一部改正〔平成25年規則41号〕

(会議)

- 第4条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 4 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏な立場で、調査審議しなければならない。 (意見の聴取)
- 第5条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、 意見の聴取を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、土木建築部土木総務課において処理する。

一部改正〔平成25年規則41号〕

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(沖縄県行政組織規則の一部改正)

2 沖縄県行政組織規則(昭和49年沖縄県規則第18号)の一部を次のように改正する。 第241条第2号の表中

「沖縄県屋外広告	屋外広告物に関する重要事項を調査	土木建築部	都市計画・モノ	
物審議会	し、及び必要に応じて知事に対し意見		レール課	
	を具申すること。			

を

「沖縄県公共事業	県が実施している個別公共事業に関	土木建築部	土木企画課
評価監視委員会	する事業評価について、知事の諮問に		
	応じて調査審議し、又は知事に意見を		
	具申すること。		
沖縄県屋外広告	屋外広告物に関する重要事項を調査	土木建築部	都市計画・モノ
物審議会	し、及び必要に応じて知事に対し意見		レール課
	を具申すること。		

## に改める。

附 則 (平成25年3月30日規則第41号) この規則は、平成25年4月1日から施行する。